

## 令和6年度第1回愛知県環境審議会専門調査員協議会 会議録

### 1 日時

令和6年8月19日（月） 午後2時から午後4時まで

### 2 場所

愛知県三の丸庁舎 8階 802会議室

### 3 出席者

#### (1) 専門調査員

加藤専門調査員、櫛田専門調査員、瀧崎専門調査員、福岡専門調査員、中村専門調査員、村松専門調査員、岡田専門調査員、水野専門調査員、中尾専門調査員、服部(俊)専門調査員、森専門調査員、山岡専門調査員、吉村専門調査員

(以上13名)

#### (2) 事務局

愛知県環境局環境政策部

自然環境課：兒玉課長、高橋担当課長、三輪課長補佐、佐藤(誠)課長補佐、城森主査、金子主任、野倉主事、松浦主事

東三河総局環境保全課：遠藤主査

東三河総局新城設楽振興事務所：鈴木職員

尾張県民事務所環境保全課：野末課長補佐

海部県民事務所環境保全課：西川主査

知多県民事務所環境保全課：河野主任

西三河県民事務所環境保全課：中根主任

西三河県民事務所豊田加茂環境保全課：矢島主任

(以上15名)

### 4 議題

#### (1) 自然環境保全地域等の保全に関する対応状況について

令和5年度愛知県自然環境保全地域等追跡調査における専門調査員からの指摘について、事務局からその後の対応状況を説明した。

意見等の概要は次のとおり。

(中尾専門調査員)

吉川峠について。森代表専門調査員の指摘に対して、一番最後の新城市に指摘事項を伝えるとともに、説明看板の設置について検討するとあるが、検討するのは市か、県か。またどういいう見込みがありそうか。検討したができないということはあるのか。地権者の方との調整もあると思うが、県が検討するというところでよいか。

(事務局)

説明看板の設置や予算措置をするのは新城市となる。

(森代表専門調査員)

可能ならば県から新城市に対して助言し、ただ立てるだけではなく、より適切ないいものを立てていただくようお願いしたい。

(中村専門調査員)

御津山について。ノハカタカラクサの件で、当初の指摘では抜き取りと書いてしまったが、防草シートか何かで被覆した方がよいということになったと思うので修正したい。

(事務局)

前回、抜き取りをすると、残った根から余計に広がってしまうという瀧崎専門調査員の指摘があった。まず刈り取りに着手し、その後状況を見て、防草シートの設置を検討したい。ただ面積が大きいため、どこから手を付けるべきか状況を見つつ対応していきたい。

(瀧崎専門調査員)

吉川峠の説明看板の件について。どこに看板を設置するかということを示した方がいい。近くの運動場周辺にも蛇紋岩が見えるし、そこから田んぼの方に下りる斜面に非常にいい状態が残っていて、そこは近づきやすい。

御津山の件について。防草シートをもし張るとしたら相当な面積を張らないと意味が全く無い。ノハカタカラクサについては捨てられてしまったらどうしようもないのが現状であり、特に愛知県は園芸的に多くの種が扱われるので、もう手遅れかもしれないが、放棄されないように働きかけるべきである。

(森代表専門調査員)

吉川峠の説明看板については、まず許可が得られる場所で、そして誰もが見やすい場所に立ててもらえればよい。中の文言については、手筈が整ったら相談してもらえればよい。

(村松専門調査員)

御津山の件で、ノハカタカラクサとされているが、これはミドリハカタカラクサのことか。

(瀧崎専門調査員)

園芸品種としてはミドリハカタカラクサ。

(村松専門調査員)

どちらの名前を使った方がよいのか。

(瀧崎専門調査員)

圧倒的に多いのはミドリハカタカラクサなので、ミドリハカタカラクサ。

(村松専門調査員)

ノハカタカラクサはそんなに増えていない。圧倒的に増えているのが、ミドリハカタカラクサ。別件で調査を行っているところで、県が長期的にシートを張ったことにより、かなり抑えられた例があるが、10年するとその上に落ち葉が堆積して、腐葉土ができ、ミドリハカタカラクサがその上を覆ってしまう。シートを張るのもいいが、10年くらいが目安ということとは頭に入れておくべき。

(瀧崎専門調査員)

ハカタカラクサは葉っぱに白い斑が入る、ツユクサによく似た植物。博多帯の模様から、ハカタカラクサという名前がついた園芸植物である。その先祖返りをしたものの中に、茎は赤いけれども、葉は緑のノハカタカラクサ、全草緑色になるミドリハカタカラクサ、もう一つは、全体的に大きくて、茎も太く葉もやや紫色になるオオトキワツユクサ。この3つの品種が園芸的に使われている。その中でミドリハカタカラクサが、今愛知県内で最も野生にはびこってしまっていて、大変な状態になっている。

オオトキワツユクサやノハカタカラクサはよほど探し回らないと出てこないと思う。

## (2) 自然環境保全地域に関するウェブページの更新について

(瀧崎専門調査員)

大沼について。特徴的な樹木であるウダイカンバの記載が全く抜けてしまっているので、加えてほしい。

(事務局)

修正を検討する。

(瀧崎専門調査員)

壱町田湿地の植生について。ノグサが記載されているが、少なくとも私はここ何十年か見ていない。見られた方はいるか。

(加藤専門調査員)

調査とは別に、市民公開の際に、一般の方と一緒に観察をしたが、現地に詳しい観察指導員をボランティアでやられている方に、あるというのは聞いた。自分が秋に調査に入った際にも、これではないかという花の残りは確認したので、今も生育していると思う。

(吉村専門調査員)

山中八幡宮の植生の記載で、よく分からない部分がある。「東三河以外では本社叢が唯一の産地であるルリミノキやオオフユイチゴ」とあるが、ルリミノキはあまり他のところでは見られないようだが、オオフユイチゴは山中八幡宮の東側以外でもあるのではないかとということで意見を提出した。

(森代表専門調査員)

この文章は前半で「本社叢が唯一の産地である」と言い、後半で「ルリミノキやオオフユイチゴといった分布の北限に近い植物」と言っている。

(吉村専門調査員)

愛知県が分布の北限であるというのは、ルリミノキのことなのか、それともオオフユイチゴも含むことなのかが分かりにくい。

(中村専門調査員)

「東三河以外では本社叢が唯一の産地である」の部分を削除すればよいのではないか。

(瀧崎専門調査員)

オオフユイチゴというのは、実はフユイチゴとハウロクイチゴという2種類のイチゴの雑種。だが、ハウロクイチゴは愛知県では今は存在しない。昔は多分存在していて、雑種ができ、雑種強勢で雑種だけが残っているという状態。山中八幡宮のオオフユイチゴの標本について、昔と今のものを比べると、今のはバッククロスして、フユイチゴに近づいているように見える。西尾にもそのような感じに見える植物がある。あとは渥美半島にある。

ルリミノキについては、鳳来寺山あたりに多くあるので、(山中八幡宮が)北限という言葉は当たらない。

(事務局)

事務局で一度修正案を作成し、瀧崎専門調査員にご意見を賜りたい。

(森代表専門調査員)

東谷山の地質で、新たに追加した写真の説明文は、「石英」よりも「水晶」が適切なのではないか。

(山岡専門調査員)

本文中には水晶と記載している。写真の説明文は「石英(水晶)」とすればよいと思う。

(中村専門調査員)

壺町田湿地、東谷山の2つで、いずれもヒメタイコウチの記載がある。ただ、壺町田湿地では「愛知を含め限られたところにしかない」と書いてあり、東谷山では「中国・韓国も含めて存在する」というように書いてある。表現に濃淡があるので、統一されている方がよい。

(森代表専門調査員)

できるだけ適切な表現で、合わせた方がよい。

(福岡専門調査員)

4地区のパンフレットを作った時期が異なるせいか、一番最後の所在地の地図の表記がばら

ばらである。これを見た人が、行ってみたいと思ったときに、訪ねることができるようにするという目的ならば、今の大沼の地図は全く参考にならない。自分は詳細な資料をもらったので、たどり着くことができたが、これを見ただけでたどり着くのは多分不可能。特に大沼は何とかした方がよい。

理想的なのは、東谷山のような地形図に、具体的な位置が示されていること。そのあたりを是正してほしい。

(森代表専門調査員)

大沼は立地的に一般の人が気軽に行ける場所ではない。ホームページで公開するならば、そのことも記載するのが望ましい。どちらにしても、地図が不揃いであることについては気にはなるので検討してほしい。

(中村専門調査員)

大沼には無いが、散策路が整備されている保全地域があるならば、それも記載すればいいのではないか。

(中尾専門調査員)

三行以上の文章はWebでは見づらい。パッと目に入るような文章を作らなければいけないため、長い文章は分けた方がよい。

(事務局)

修正を検討させていただく。

(山岡専門調査員)

県の自然環境保全地域というのは、一般の県民が気軽に入って散策するような場所なのか、それとも保全というものが念頭にあって、できるだけ一般の方は入らないで欲しいという思いがあるのか。どちらの立場で、この保全地域というのが制定をされているのか。

散策路のようなものがあるところもあれば、そういうのが全くないようなところもある。全体として、あくまでその保全ということを目的とした、できるだけ人が入らずそのままにしておくのがよいという場所なのか、もっと積極的に県民に入ってもらって、その貴重な自然を見てもらおうというのが目的の場所であるのか。その点について意見をお聞きしたい。

(事務局)

自然環境保全地域の趣旨としては、やはり貴重な環境を守る、つまり保全が第1の目的であると考えている。ただ一方で、「我々の共通の財産として」という趣旨もあるため、こういった保全地域があるということを知っていただくのも、1つ目的としてある。

簡単には立ち入れない場所もあるが、そのあたりは場所によってバランスが必要と考える。

(森代表専門調査員)

共通理解として、保全が一番の目的であるということのようである。貴重なものがあるため、

愛知県が指定をして、守っているのが一番大きいということである。

(3) 研究発表

- ・吉村専門調査員（地形・地質部門）から、「私が気になっている地質事象」について研究発表がなされた。

(4) その他

- ・愛知県環境審議会専門調査員協議会の会議録については、愛知県環境審議会運営規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、2 名の専門調査員による署名が必要であるため、森専門調査員（地形・地質部門）及び村松専門調査員（植物部門）を署名者として選出した。